

令和5年1月25日

貨物船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局  
運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和5年1月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	鶴見サンマリン株式会社
(3) 処分等の種類	輸送安全確保命令
(4) 原因となった事故等の概要	<p>令和4年4月14日に鶴見サンマリン株式会社が定期用船契約により運航する「第二鶴玉丸」及び同年4月27日に船員法上の船舶所有者である大四マリン株式会社（以下、「船舶所有者」という）に対し、当局が船員法第107条に基づく立入検査を実施したところ、複数の船員の労働時間が複数回にわたり同法の定める限度を超過していること、そして当該労働時間超過の要因が鶴見サンマリン株式会社の運航計画に起因するおそれがあることが判明した。</p> <p>この結果を受け、同年7月14日に当局が内航海運業法に基づく立入検査を実施したところ、当該船舶の運航計画を作成、改定する際に、船舶所有者からの意見を十分に反映しておらず、内航海運業法第12条及び安全管理規程第21条に基づく船員の過労を防止するために必要な措置が講じられていないことを確認した。</p>
(5) 処分等の内容	<p>下記事項について、文書にて報告するよう命令した。</p> <p>①本船の船舶所有者から意見聴取を行い、その意見を十分に考慮した上で、本船船員の労働時間が法令で定めた上限を超過しないことが確実となるよう運航計画を作成し、労働時間の限度の超過を解消すること。</p> <p>②運航計画の作成にあたっては、十分な時間的余裕を確保した上で、船舶所有者に対し、書面やメール等により船員の労働時間の確認を行い、船舶所有者からの回答についても書面やメール等、後から確認できるよう記録を残すこと。</p>